

第3章 本體工点検

3-1 日常点検

3-1-1 点検内容

日常点検は、覆工の剥離・剥落等トンネル利用者の安全性、快適性に問題が生じる可能性のある変状の早期発見を目的として行う点検である。詳細な点検内容は「岐阜県道路パトロール実施要領 平成25年度3月12日制定」によるものとする。

3-1-2 点検方法

日常点検の方法は、原則として道路上を走行しながら、車中から視認できる範囲のトンネルの状況並びに道路の利用状況を目視または車上感覚によって把握するものである。

なお、必要に応じて車から降りて損傷やその原因をできるだけ具体的に把握するよう務めるものとする。

3-1-3 実施体制

日常点検の体制は運転手、パトロール員（道路監視員）及び作業員の3人編成とする。

3-1-4 点検箇所と変状の種類

日常点検の点検箇所と変状の種類は、以下に示すとおりである。

〔覆工・坑門工〕

1. ひび割れ、2. うき・はく離・はく落、3. 補修材のうき・はく離・はく落、
4. 豆板・コールドジョイント・材料劣化、5. 漏水、6. つらら・側氷、7. 有害水、
8. 析出物、9. 地山露出・背面空洞・巻厚不足、10. 鋼材露出、11. 傾き・沈下・変形

〔路面〕

1. ひび割れ、2. はく離、3. 湧水・滞水、4. 氷盤、5. 段差、6. わだち掘れ、
7. すべり抵抗値の低下、8. 縁石・排水工の傾き・変形

〔附属施設〕

1. 変形、2. 破損、3. 脱落、4. 滞水、5. 腐食、6. 機能不全

また、次の(1)～(6)に示す変状が日常点検にて確認された場合は、トンネル構造に重大な損傷が生じている可能性があり、利用者に対する早急な安全確保と異常時点検が必要となることから、留意が必要である。

- (1) トンネル内に噴砂・噴泥が発生している。
- (2) トンネル内に異常な出水や濁水が発生している。
- (3) トンネル内で、異様な音(きしみ音、地鳴り等)が発生している。
- (4) 路面にはく落対策工やコンクリート片、照明等が壁面から落下している。
- (5) 路面に大きなひび割れや隆起沈降、異常な滞水が発生している。
- (6) はく落対策工に大きな変形や亀裂、破損等が発生している。

3-1-5 点検時期

日常点検の時期は、原則として道路の通常パトロール（週1回以上）に合わせて実施するものとする。

3-1-6 措置

日常点検は、歩行者および通行車両の安全確保に重点を置くものとし、路面のポットホール、凍結危険箇所、交通障害物等の道路交通に危険を及ぼす恐れがある事象をトンネルカルテに記録するものとする。また、これらの事象を発見した場合は、直ちに現場において修繕、薬剤散布または除去等の応急措置を行う。即時の処理が不可能な場合は、現地にカラスプレー等によりその位置を明示し、必要に応じて応急的な安全措置を行うとともに、所要の手続きを行う。

3-1-7 点検器具

日常点検の点検器具は、「岐阜県道路パトロール実施要領」の第10条2によるものとする。

3-1-8 点検の記録

日常点検の結果は、「第5章トンネルカルテ様式」に記載されるトンネルカルテ(様式5)に記録するとともに、「岐阜県道路パトロール実施要領」の第13条によるものとする。